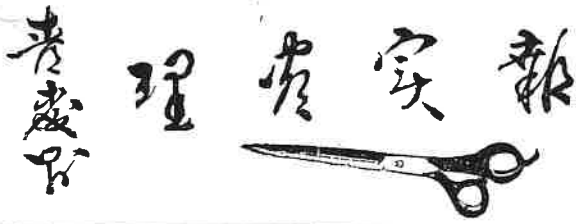


振替口座
事務局用 秋田1131

下記の振替口座が新設されました
ので御利用下さい。
会計用 秋田2533



発行所 青森県衛生同業組合
青森市小浜173
(TEL 0526) 局
編集 事務
印刷 所 株式会社
青森相互印刷株式会
(TEL 052952)

一九六七年度のビジョンは何か



副理事長 大島 鉄雄

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
昨年六月、事務局引継ぎ以来、各位に対し、不馴れなことから種々御不便をおかけ致したことを存じますが、私自身の信念から、いろいろ未解決事項の解決のため努力して参りました。そして各位の御協力によつて、その一つ一つが解決され、又進行を続けている事はこの上ない喜ばしい事でありました。

一 例を挙げますと、前回の総会に於て、強く要望されて居りました出資組合移行の問題にしても、当然やらなければならぬ事とはいへ、何せ五年間も放置されていた関係上、その事務遂行には、並々

なればならぬ困難がございました。然し去る一月二十日付をもつて完全なる出資組合としての登記を完了したのであります。この事は一人私のみでなく、総べての組合員諸君と共に喜ばなければなりません。おそろしくこの報告によつて各位は胸の中の霧も晴れた感じであらうと推察致すものでもあります。

さて、今年度のビジョンは、中央に於ける活動もあらうが、特別融資の融通性を大幅に改善し、独立公庫の実現こそビジョンの第一と価値があるものと思ひます。この事について各位にはまだ深く理解されていない為に、その利用方法等、頭の中にならうが

本組合顧問 前理事長 岡崎義三氏逝去

かねてより病気の為、黒石病院に入院療養中の前理事長、岡崎義三氏は去る一月二十一日午前零時逝去された。氏は、本県組合理事長を連続四期、誰からも、好かれる人柄は県業界に於ても定評があつた。特に本県業界に於ても定評があつた。特に本県業界に於ては、豊富な経験

全国教育部長会議開催

二月一日東京全理連会館で

毎年行なわれている、全国理容競技大会の実施要項基準を決めるために開催される全



県組合、中間監査会終了

中野副理事長欠席、堀内監事辞任！

県組合昭和四十一年度会計中間監査は、去る一月十七日大鰐町に於て行なはれた。出席者は正、副理事長、監事、実施された当日、五十嵐理事長より、堀内監事の辞任

事務局より

先月(四十一年十二月)より実報を刊行しておりますが、たまたま予定発行期日まで間に合いません。それは各位よりの投稿がなく、特に各理事の方々の投稿がありませ

各支部には各々異なった投稿の材料があるのではないかと

「幸」は吾々業界の上には必ず訪れる事をよるこんでおります。それは吾々の団結と理解で確保しなければなりません。

これにより各県で実施される競技大会、及び各支部で実施される支部競技会も全国の基準に準ずることになるので四十二年度の審査基準等特に注目される。

本県からの出席者は次のとおりである。(敬称略)
教育部長 大森 良光

編集後記

何十年振りの大雪に見舞われて、市部は勿論、郡部も大変な事だろうと思ひます。

事務局の窓も雪のため、昼なお暗きなんとやらで、何時から夕暮で夜に入つたか一寸見当がつかない位です。

新年賀

理事長	五十嵐	五郎	副理事長	中野	富蔵	仙台谷	竹蔵	大島	鉄雄	西野	寅蔵	理事	飯田	武次郎	木浪	惣一	松尾	繁次郎	熊谷	誠一	有沢	六郎	小形	重雄	杉田	久次	盛田	健	猪股	繁雄	対馬	定雄	平尾	勝三郎	福士	啓一	原田	勝衛	土門	謙一	大島	鉄雄	野呂	正芳	桜田	邦夫	中山	正信	尾張	恒男	大久保	幸太郎	工藤	重幸	小橋	和吉	相馬	敏雄
-----	-----	----	------	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

環衛特別融資 質疑応答について

国民金融公庫の中に環衛貸付部が設置され、融資が開始されてから五ヵ月になるが、この間、各都道府県から、貸付対象等に関して多くの疑義が出されてきた。厚生省では、十一月十七日に開かれた全国環衛衛生営業実態調査打合せにおいてその疑義に答えるとともに、それらをまとめて通達が出されたので、理・美容業に関する質疑応答を抜萃し、以下に掲載する。

環衛第五一三三三号
昭和四十一年十一月十五日
各都道府県衛生主管部(局) 長殿

環境衛生課長
環衛衛生関係営業に関する
融資の質疑応答について
「標記について、各都道府県
等との質疑応答を別添のとおり
りまとめたので送付するから、
事務執行上の参考とされ
たい。

要綱に関する事項

- (問一、四) 略
- (問二) 独立開業について
(1) 「同一営業施設で二十年以上継続して勤務した者……」とあるが、同一営業とは同一店舗であればよいが、又は同一業種か。
(2) (1)の場合で、勤務年数が一時的に中断した場合を除かれるか。
(1)の認定は誰がするか。
- (4) 「雇主及び独立開業者が開業に必要な資金総額の二分の一以上……」とは、雇主及び独立開業者のみに限定されるものか、第三者からの援助、借入金等は雇主、独立開業者の負担とみなすか。
- (5) (4)の場合で本人が独立開業するために購入した土地は自己資金として換算してよいのか。

- (答) (1)同一業種を同一経営者のもとで継続した場合をいう。
- (2) 不測の事故(病気、戦争等)の場合を除き、客観的に継続したと認められる場合をいう。
- (問六) 改善命令は文書によるものに限定されるのか、又改善命令を受けても知事の推せんは必要か。
- (答) 都道府県により異なる。

貸付対象に関する事項

合独立開業とは認められない。
(2) 設置しようとする設備のなかに指定設備が含まれている場合は(1)により独立開業とみなされないもので一般の新規開業と同一である。

(問十) 運転資金(共同購入)は同一使途であつても重複して貸出は可能か。
(答) 貸付限度(六百万円)の範囲内であれば重複して貸付することができ。

(問十一、十二、十三、十五、十六、二十、二十一、二十五、二十六、二十七、三十) 略

(問十七) 課長通知による「現に使用している機械・器具と同等の性能のものとの更新並びに修理は対象としない……」とあるが、性能の比較基準はどこにおくか。
(答) 現有設備の当初(新品時)における性能と今回購入する設備の新品時点における性能を比較する。

(問十八) 衛生設備の更新は対象となるか。
(答) 対象となる。(課長通知四「指定事業が設備の近代化、合理化に係る機械・器具と同等の性能のものとの更新並びに修理は対象としない……」)
(問十九) 指定設備である施設(従業員宿舎等)について、その買取りは対象となるか。
(答) 対象となる。ただし、理容師、美容師養成施設を除く。

(問二十) 環境衛生営業を
(答) (1) この特別貸付における独立開業とは、要綱別表の摘要欄の条件をみたす独立開業に限られるのであるから、設備の場

帯工事(設備)に含まれるか。
(1) 冷房用水に使用するための整井は冷房設備(装置)の附帯工事として給排水管工事
(2) 洗面設備設置に伴う給排水管工事
(答) (1)、(2)いずれの場合も対象となる。

なお、附帯工事(又は設備)としての扱い方については別表に例示するところである。

(問二十九) 環境衛生同業組合は環境衛生同業組合審査基準に該当しない独自の受付けを拒めるか。
(答) 環境衛生同業組合審査基準は、融資を受けるに

定めたものではない。また、推せんは都道府県知事が行なうものであるから、環境衛生同業組合は審査基準に該当するしないを問はずすべての案件について意見を附して都道府県知事へ提出しなければならぬ。

(問三十一) 環境衛生営業を営む者が新たに異種の環境衛生営業を同一施設において営む場合、この貸付の対象となるか。
(例) 一、営業者が同一施設で新たにその他飲食店を開業する場合。
(答) 対象とならない。

(問三十二) 営業名義人と実際の営業者が異なる場合、借入申込書に記入する借入名義人はいずれか。
(答) 営業名義人を記入する。

(別表)
附帯工事(又は設備)として認められないもの

指定設備	附帯工事(又は設備)として認められるもの
機械器具 従業員宿舎	設置に伴う土台の補修、室内改装 建物本体、内部造作費、建具、配線工事、排水工事、便所、物置等及び建物設置に伴う土地取得費
消毒設備 冷暖房設備 (装置) 換気装置 洗面設備	消毒機器、保管器、消毒室 同時に設置するダクト工事、ポンプ、クーリングタワー、井戸掘工事等 空気清浄機 洗髪設備、給排水工事、給湯設備(瞬間湯沸機)

「夢」

五所川原支部 田中勇蔵

聖人に夢なしと、言うが、私は凡人なれど、夢はあま見ません。それが昨夜は不思議に、場所は、どこか、誰れがいたのか、隣の部屋から、二、三人の話し声が聞えて、その人達の話では、寺町の田中床屋の親爺ア一支部長で受付けを拒めない独自の基準は、融資を受けるに定めたものではない。また、推せんは都道府県知事が行なうものであるから、環境衛生同業組合は審査基準に該当するしないを問はずすべての案件について意見を附して都道府県知事へ提出しなければならぬ。

(問三十一) 環境衛生営業を営む者が新たに異種の環境衛生営業を同一施設において営む場合、この貸付の対象となるか。
(例) 一、営業者が同一施設で新たにその他飲食店を開業する場合。
(答) 対象とならない。

(問三十二) 営業名義人と実際の営業者が異なる場合、借入申込書に記入する借入名義人はいずれか。
(答) 営業名義人を記入する。

(別表)
附帯工事(又は設備)として認められないもの

この稿は、理美容学校ジャーナルに掲載されたものを、業界人のより深い理解を得るため、山田学園青森高等理美容学校教諭、現青森理容支部副支部長小村幸四郎氏より提供されたものである。

× ×

